

## 都区協議会における特別区長会会長発言概要

平成30年2月1日

今年度の都区財政調整協議は、平成30年度税制改正において、都区双方が大幅な減収となる地方消費税の清算基準の見直しが行われ、また今後、更なる地方法人課税の見直しも検討するとされるなど、都区を取り巻く財政環境が厳しい中での協議となった。

私どもは、都区の合意事項である配分割合の変更事由は生じないと判断をして、現行の配分割合である55%のもとでの対策を講ずるべく協議に臨んだ。

協議の結果、区側の提案事項について、清掃費の見直しや国保制度改革に伴う国民健康保険事業助成費の見直しなど、相当程度反映できることとなった。これは、都区双方の努力の成果だと考えている。

一方で、協議の中で今後の課題となったものも多々ある。

特別交付金の割合の引下げや減収補填対策、都市計画交付金の改善については、区側から新たな視点での提案をしたにもかかわらず、都側からは今回も前向きな見解は示されず、実質的な協議が行われなかった。

また、初めて提案した児童相談所関連経費については、区側では、政令指定を受け、法に基づき設置した場合、当該区における都の権限は区に移るため、当然に財調算定し、都区の役割分担の変更に伴い、配分割合を見直すべきと考えているが、都側からは明確な見解が示されず、議論には至らなかった。特別区が児童相談所を設置するにあたって、財源の確保は重要な課題であり、特別区として一体となって協議に臨んでいるものである。このままでは、各区の準備作業にも支障を来し兼ねない。しっかりと受け止めていただき、万全な準備を行えるよう、早期の決着に向けて前向きな対応をお願いしたい。

これらの課題については、制度本来の相互理解と協力関係のもとで、解決が図られるべきものであり、来年度に向けては是非前向きな対応をお願いしたい。

東京オリンピック・パラリンピックの開催準備や、安全・安心なまちづくり、また少子・高齢化対策など、喫緊の課題への対応と合わせて、東京を狙い撃ちした不合理な税制改正等に対抗していくためにも、都と特別区がこれまで以上に連携を深め、取り組んでいかなければならない。

930万区民の幸せのために、都区が真摯に協議を重ねながら、諸課題の解決に当たっていくことを期待して、第1号から第4号までの協議案を了承する。

## 特別交付金に関する特別区の主張

◆協議課題（平成30年度都区財政調整協議に向けた大枠の方向性（平成29年6月16日区長会総会決定））  
 透明性・公平性を高めるとともに、可能な限り普通交付金による対応を図るため、引き続き特別交付金の割合を2%を基本に見直す方向で検討する。

- 平成19年度都区財政調整協議において、配分割合を55%とすることと合わせて、特別交付金の割合を2%から5%に変更する案が都から突然示された。都が配分割合変更とセットであるとして譲らなかつたため、暫定的に受け入れた。
- 各区が安定的な財政運営を行うためにも、各区の需要は、可能な限り算定内容が客観的かつ明確に規定され、安定的に算定される普通交付金による算定を優先すべきであり、普通交付金の原資を確保するためにも割合の見直しが必要である。

### 特別交付金について

特別区財政調整交付金の5%を特別交付金とし、基準財政需要額に捕捉されなかつた特別の財政需要があること、普通交付金の額の算定期日後に生じた災害等のための特別の財政需要があり、又は財政収入の減少があること等特別の事情があると認められる特別区に対して、当該事情を考慮して交付される。

### 課題の背景

- 平成19年度財調協議において、配分割合を55%とすることと合わせて、特別交付金の割合を2%から5%に変更する案が都から示された。区側は、住民統フラット化に伴う激変緩和措置分1%の増に止める主張をしたが、都が配分割合変更とセットであるとして譲らなかつたため、平成19年度の暫定措置として都案を了承した。
- その後、区側は、透明性・公平性を高めるとともに、可能な限り普通交付金による対応を図っていく方針を区長会において確認し、その方針に基づき都との協議を行ってきたが、協議は終わらず、解決に至っていない。
- 平成23年度財調協議において、三位一体改革に伴う激変緩和措置の終了を踏まえて、特別交付金の割合を5%から2%に引下げ、その分を普通交付金化することを提案したが、都側は、各区の二一三も高く改正の必要はないと主張し、協議が譲り合わなかつた。

特別交付金の割合の変遷

年度	割合	説明
昭和40年度	2%	地方自治法の改正・財調条例に明記
昭和57年度	4%	大規模・特例的事業分を2%上乗せ
昭和60年度	5%	大規模・特例的事業分を3%に拡大
平成12年度	2%	大規模・特例的事業分の3%を普通交付金へ移行 ・一般特交(2%)の運用については、現行どおり ・大規模な臨時・特例的事業については、事業の一部が普遍化、恒常化しているため、基準財政需要額に統合して算定
平成19年度	5%	・「その他特別な事情に要する経費」に対する特別交付金措置の拡充(措置率の改善、対象経費の追加) ・普通交付金では対応できない不交付区の三位一体改革減収影響に対する激変緩和措置

### 平成30年度都区財政調整協議

区の考え方	都の考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>○各区が安定的な財政運営を行うためにも、可能な限り、算定内容が客観的かつ明確に規定されている普通交付金による対応を図るため、割合を2%に引き下げるべき。</li> <li>○一方、今年度区側で実施したアンケート調査の結果から、透明性・公平性が十分に確保されていない現状が明らかとなった。</li> <li>○そのため、算定の透明性・公平性を高める観点から、地方交付税における特別交付税の算定事業や、過去の協議において普遍性の観点から不調となつた事業などの視点に基づき、具体的な算定メニューを例示した。</li> <li>○現在のルールに加え、各項目に該当する具体的なメニューを例示し、今後も追加・更新していくことで、算定ルールをより適正に運営することが可能となると考える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○普通交付金の算定対象にはなっていない区ごとに異なる財政需要が、現行割合の5%を大きく超える規模で申請されており、これらの財政需要を着実に受け止めるためには、現行の5%が必要である。</li> <li>○特別交付金の算定ルールについては、あらかじめ都区で特定の事項について算定することを約束するものではないこと、区側から例示された事項についても、現行の算定ルールもしくは「東京都総務局行政部政課の通知」において算定対象として明記されていることから、改めて区側の考えるような整理は不要。</li> </ul>

→透明性・公平性を高める観点から、2%への割合の引き下げと、算定対象事業のメニュー化を提案したが、見解の相違から協議が譲り合わなかつた。

### ※特別交付金の透明性・公平性について

特別交付金の区ごとの交付額は、都区で合意された「特別交付金の算定ルール」に基づき算定されるものの、事業名や事業ごとの交付率等は明らかにされていない。

【参考】特別交付金に関するアンケート調査結果(抜粋)※平成29年度実施

『不透明』の内容		「あり」とした区
年度毎に、算定されたりされなかつたりする		7区
交付率や算定区分が年度毎に異なる		14区
明確な理由なく、算定されなかつた		13区
明確な理由なく、区が申請した算定区分から変更された		9区
特別交付金の最終補正予算額を都から確認された		10区

## 特別交付金の算定に関する運用について

一部改正 平成 24 年 1 月 10 日

一部改正 平成 25 年 1 月 8 日

一部改正 平成 27 年 1 月 7 日

一部改正 平成 29 年 2 月 2 日

### 1 申請対象経費

#### (1) 実績交付

特別区財政調整交付金における特別交付金の算定対象となる経費は、基準財政需要額の算定方法によっては捕捉されなかった財政需要であり、かつ、当該年度に発生した特別の財政需要等であって、当該年度に支出した、又は支出が見込まれる事業費（事務費を除く。以下同じ。）のうち、国庫補助金等の特定財源を控除した一般財源とする。

ただし、災害等のための特別の財政需要を事由とする経費及び災害等のための財政収入の減少を事由とする減免については、前年度の 1 月 1 日から当該年度の 12 月 31 日までの間に支出した事業費のうち国庫補助金等の特定財源を控除した一般財源並びに特別区税を軽減し、又は免除した額とする。

#### (2) 分割交付

上記(1)にかかわらず、事業費が多額であるもの又は複数年度にわたる事業で後年度負担が多額となるものについては、対象事業の全体経費を把握した上で予め交付率を決定し、平準化した算定額を分割して交付する。

##### ① 事業費が多額であるもの

###### ア 対象事業

原則として当該年度に支出した、又は支出が見込まれる事業費が多額であると認められる事業をいう。

###### イ 算定方法

分割交付の期間を該当区と協議し、算定額を平準化する。

##### ② 複数年度にわたる事業で後年度負担が多額となるもの

###### ア 対象事業

原則として当該年度における各特別区の予算において翌年度以降の債務負担行為を計上しており、かつ、後年度負担が多額となると認められる事業をいう。

###### イ 対象経費

原則として各特別区が作成した実施計画により把握する。

###### ウ 申請年度及び算定方法

申請は、当該事業に着手した年度以降に申請できるものとし、申請年度から終了年度までの期間で総事業費（申請年度以前に事業に着手している場合は、申請年度以前の事業費を控除する。以下同じ。）を把握し、算定額を平準化する。また、確定額との精算は、分割交付の終了年度に行う。

なお、計画の変更が行われた場合は、変更後の総事業費を計画の変更年度から終了年度までの期間で平準化する。

## 2 算定項目

算定項目は、大区分（ABC）、小区分（アイウエ）に区分することとし、各特別区が次の区分に応じて申請した経費等について、当該区分に応じた交付率によって算定する。

区 分	説 明	交付率
<b>A 普通交付金の額の算定期日後に生じた災害等のための特別の財政需要又は財政収入の減少</b>		
ア 災害等の復旧に要する経費	「災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、その他の異常な天然現象又は大規模な火事若しくは爆発等により生ずる被害をいう。 「復旧に要する経費」とは、災害によって必要を生じた事業で、災害にかかった施設を原形に復旧する（原形に復旧することが不可能な場合において当該施設等の従前の効用を復旧するための経費を含む。）ことを目的とする経費をいう。 災害によって必要を生じた事業で、災害にかかった施設等を原形に復旧することが著しく困難又は不適當な場合において、これに代わるべき必要な施設等を整備することを目的とするものは、災害復旧に要する経費とみなす。	2/2
イ 災害等の応急対策に要する経費	「応急対策に要する経費」とは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するために要する経費をいう。	2/2
ウ 災害減免による財政収入の減少	「災害減免」とは、災害が当該特別区の区域内に広範囲に発生した場合において、特別区長が地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定に基づき、その都度災害減免条例を定めて特別区税を減免することをいう。	2/2
エ その他災害等に要する経費	上記アからウ以外の災害等に類する経費をいう。	2/2
<b>B 基準財政需要額の算定方法によっては捕捉されなかった特別の財政需要</b>		
ア 災害等の未然防止に要する経費	防空壕埋戻し工事、橋りょう耐震補強、防災拠点整備等、災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐために要する経費をいう。	2/2
イ 公害対策等緊急の環境改善に要する経費	大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下等、人の健康又は生活環境を改善するために要する経費及び生活環境の安定向上が阻害されている地域において生活環境を改善するために要する経費をいう。	2/2
ウ 地方交付税（市町村分）の算定対象であるが、都区財政調整においては普通交付金の算定対象となっていない財政需要	上記A及びB、ア並びにイに該当しない事業で、地方交付税に関する法令の規定による算定方式に準じて算定する。 ただし、算定方式に準じて算定することが困難である場合又は算定方式による算定額と実績額とに乖離があり、当該算定が他の算定に比して著しく均衡を失すると認められる場合には、申請内容を総合的に勘案して算定する。	原則 交付税 準 拠
エ 特別区の需要としては普遍性がないとの理由により、普通交付金に算定されていない財政需要	今後普遍性が見込まれる、あるいは普遍性が欠けてきた、又は不定期に発生する等、普通交付金の算定対象となっていない事業に要する経費について、算定する。	原則 1/2 以 上
<b>C その他特別の事情</b>		
ア 災害以外の緊急に対応すべき特別の事情	事件・事故など突発的事象、情勢変化、国の補正予算等により緊急に対応すべき特別の事情が生じた場合に、これに対応する経費について算定する。	原則 1/3 以 上

区 分	説 明	交付率
イ 普通交付金算定対象外施設に係る老朽化への緊急対応	<p>普通交付金算定対象外施設に係る老朽化への緊急対応に要する経費は次の方法により算出する。</p> <p>1 定 義</p> <p>(1) 「普通交付金算定対象外施設」とは、この運用上、別表のとおりとする。</p> <p>(2) 「老朽化への緊急対応」とは、施設の老朽化に伴い、大規模改修（原則として施設全面にわたる一種以上の工種による修繕、改良又は改修をいう。）又は改築を行うことをいい、施設の維持補修は含まないものとする。</p> <p>2 算出方法</p> <p>次のいずれか少ない額を、普通交付金算定対象外施設に係る老朽化への緊急対応に要する経費とみなす。</p> <p>(1) 財調単価による算定 特別区財政調整交付金普通交付金の投資的経費に係る建築単価（大規模改修の場合は、大規模改修単価に25を乗じて得た額、改築の場合は、改築単価）に整備面積を乗じて得た額</p> <p>(2) 実績額による算定 普通交付金算定対象外施設に係る老朽化への緊急対応に要する経費として支出した、又は支出が見込まれる事業費のうち、国庫補助金等の特定財源を控除した一般財源</p> <p>3 複合施設の取扱い 普通交付金算定対象外施設が普通交付金算定対象施設との複合施設である場合には、当該複合施設の床面積に応じてあん分するものとし、算定の対象となる経費は次の方法により算出する。</p> <p>(1) 複合施設の床面積によるあん分は、普通交付金算定対象外施設に係る床面積と普通交付金算定対象施設に係る床面積に区分する。</p> <p>(2) エントランス、ロビー及び廊下等の共用部分については、当該区分した床面積に応じてあん分し、普通交付金算定対象外施設の床面積に係る部分を加算する。</p> <p>(3) 老朽化への緊急対応に係る経費について、複合施設の延床面積に対する普通交付金算定対象外施設に係る床面積の比であん分した額を、普通交付金算定対象外施設に係る老朽化への緊急対応に要する経費とみなす。</p>	<p>改 築 1/4</p> <p>大 規 模 改 修 1/2</p> <p>※特別交付金の総額の5分の1を上限に算定</p>
ウ その他特別の事情	地理的、社会的、経済的、制度的な諸条件による各特別区個別の財政事情等を総合的に勘案して算定する。	—

### 3 特別交付金の申請

特別区が特別交付金の交付を受けようとするときは、東京都知事が定める期日までに、特別交付金の申請書、その他算定に用いる資料等を東京都知事に提出しなければならない。

### 4 交付時期及び対象項目

交付時期は、12月と3月の年2回とし、次の各号に応じた算定項目を対象とする。

#### (1) 12月交付分

- ① A項目（前年度の1月1日から当該年度の8月31日までの間に支出した災害等に要する経費）
- ② 分割交付額が確定している項目

- ③ C項目（各特別区の予算額又は計画額（当該年度の補正予算で計上する予定の経費に限る。）として計上されている経費（上記②に該当する経費を除く。））

## (2) 3月交付分

- ① A項目（当該年度の9月1日から12月31日までの間に支出した災害等に要する経費）
- ② C項目（下記5に基づき内定した対象事業の確定額）
- ③ 12月交付分以外の算定項目

## 5 特別交付金の内定

東京都知事は、上記3により各特別区から12月交付分に係るC項目に係る申請書の提出があったときは、内容を審査し適当と認められる事業について、予定交付率及び概算算定額を内定する。

## 6 特別交付金の決定

東京都知事は、上記3により各特別区から申請書の提出があったときは、次の各号に応じて交付額を決定する。

### (1) 12月交付分

12月交付分は、年度当初における特別交付金の総額の3分の1に相当する額以内の額とする。

- ① 算定額の総額が特別交付金の総額の3分の1に相当する額を超える場合

各特別区の算定額の総額が年度当初における特別交付金の総額の3分の1に相当する額を超える場合は、①A項目、②分割交付が確定している項目、③C項目の順序で算定する。

なお、算定額が年度当初における特別交付金の総額の3分の1に相当する額を超える項目が発生した時点で、当該項目は区別算定額（C項目にあつては各特別区に対し内定すべき概算算定額）の割合に応じて算定する。

- ② 算定額の総額が特別交付金の総額の3分の1に相当する額に満たない場合

各特別区の算定額の総額が年度当初における特別交付金の総額の3分1に相当する額に満たない場合は、当該不足額について前年度に各特別区に対して交付した特別交付金の額（前年度に分割交付が終了した場合は、当該金額は除外する。）の割合に応じて算定する。

### (2) 3月交付分

3月交付分は、特別交付金の総額から12月交付分を控除した残額とする。

なお、12月交付分に、上記(1)、①に基づく区別算定額の割合に応じて算定した額又は上記(1)、②に基づく前年度の特別交付金の割合に応じて算定した額がある場合は、各特別区の算定額から当該金額を控除する。

## 7 特別区への通知

### (1) 12月交付分の通知

東京都知事は、12月交付分の特別交付金の決定後、すみやかに各特別区に対して上記5に係る対象事業、予定交付率及び概算算定額の内定通知を行う。

### (2) 3月交付分の通知

東京都知事は、3月交付分の特別交付金の決定後、すみやかに該当区に対して分割交付対象事業及び分割交付額を通知し、併せて各特別区に対して特別区ごとに区分した小区分までの算定額の通知を行う。

## 8 端数計算等

### (1) 特別交付金の端数計算

特別交付金を算定する場合には、申請対象経費及び算定した額に500円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、500円以上1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を1,000円として計算するものとする。

### (2) 特別交付金算定後の残額

特別交付金の総額について、各特別区に交付すべき特別交付金額を算定した後に、なお残額が生じた場合には、当該年度の4月1日現在における各特別区の人口の割合に応じて配分する。

### 附 則

この運用は、平成19年度から適用する。ただし、交付時期及び対象項目、特別交付金の内定、決定並びに12月交付分の通知に関する部分は、平成20年度から適用する。

### 附 則

この運用は、平成24年度から適用する。

### 附 則

この運用は、平成25年度から適用する。

### 附 則

この運用は、平成27年度から適用する。

### 附 則

この運用は、平成29年度から適用する。

## 別 表（算定項目関係）

区民センター、地域センター、地域総合防災センター、災害対策要員住宅、男女共同センター、心身障害者福祉施設、宿泊所施設、老人福祉施設、老人福祉センター、高齢者在宅サービスセンター、特別養護老人ホーム、シルバーピア、更生施設、宿所提供施設、児童館、母子生活支援施設、保育所、学童保育施設、子ども家庭支援センター、保健所（衛
---

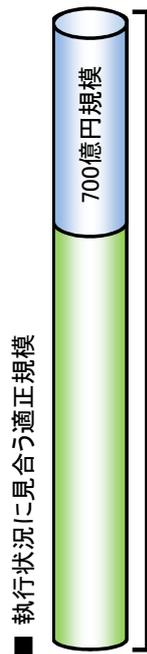
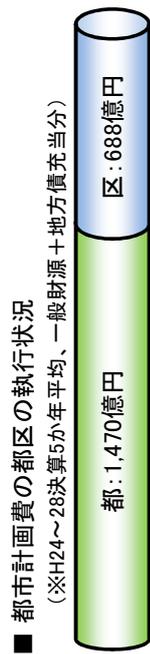
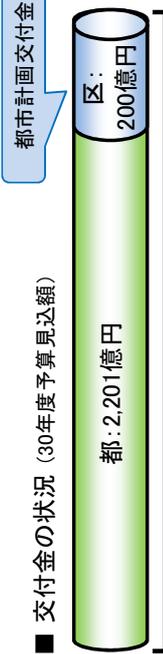
生検査センター)、保健センター、リサイクルセンター、清掃事務所・事業所、車庫、商工振興センター、消費者センター、区営住宅、公衆便所(道路・公園)、校舎・屋体・プール(小・中学校)、中学校武道場、校外施設、幼稚園、図書館、社会教育会館、体育館、郷土資料館及び野球場・運動場・テニスコート・屋外プール・管理棟(各種運動施設)以外の施設



## 特別区都市計画交付金に関する特別区の主張

◆主張1 都市計画税が、本来基礎自治体が行う都市計画事業の財源であることを踏まえ、都区双方の都市計画事業の実績に見合った配分となるよう増額すること。

都区の都市計画費の割合は概ね7：3であるにもかかわらず、都市計画税に占める都市計画交付金の割合は約9%に過ぎず、実態に見合っていない。



◆主張2 交付対象事業や面積要件等、限定基準を設けることなく、全都市計画事業を交付対象とすること。

本来基礎自治体が行う都市計画事業の財源である都市計画税が原資であるにもかかわらず、充当対象事業が制限されている。

### 都市計画交付金の交付対象

- ・道路、緑地
- ・公園、緑地
- ・火葬場
- ・土地区画整理事業
- ・市街地再開発事業
- ・防災街区整備事業

### 都市計画税を充当できる事業 (都市計画法第4条、土地区画整理法第2条)

### 都市計画交付金の交付対象外

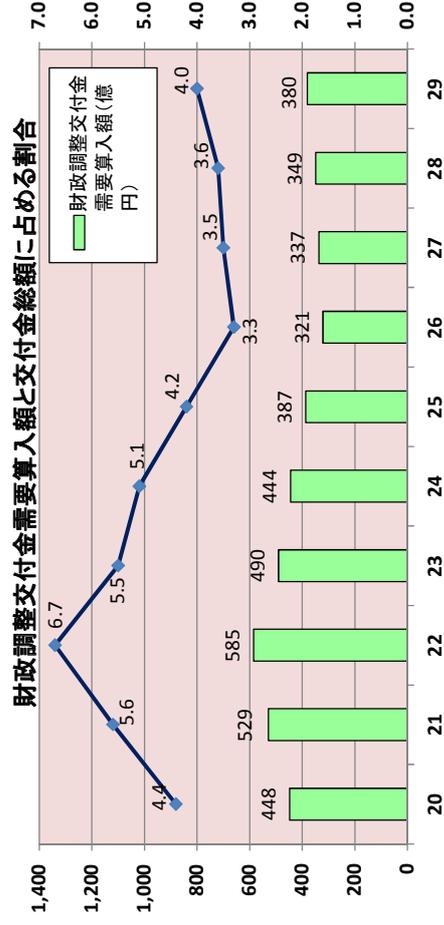
- ・1ヘクタール未満の公園のうち、都の定める優先整備区域の認定基準に該当しない都市計画公園
- ・駐車場、自動車ターミナルその他の交通施設

◆主張3 交付率の上限の撤廃や実績と乖離して算定されている工事単価の引き上げ等、適切な改善を図ること。

交付率に上限(25%(±10%))があり、残りは一般財源である財政調整交付金で賄うこととされているため、特別区の共有財源を圧迫する要因となっている。

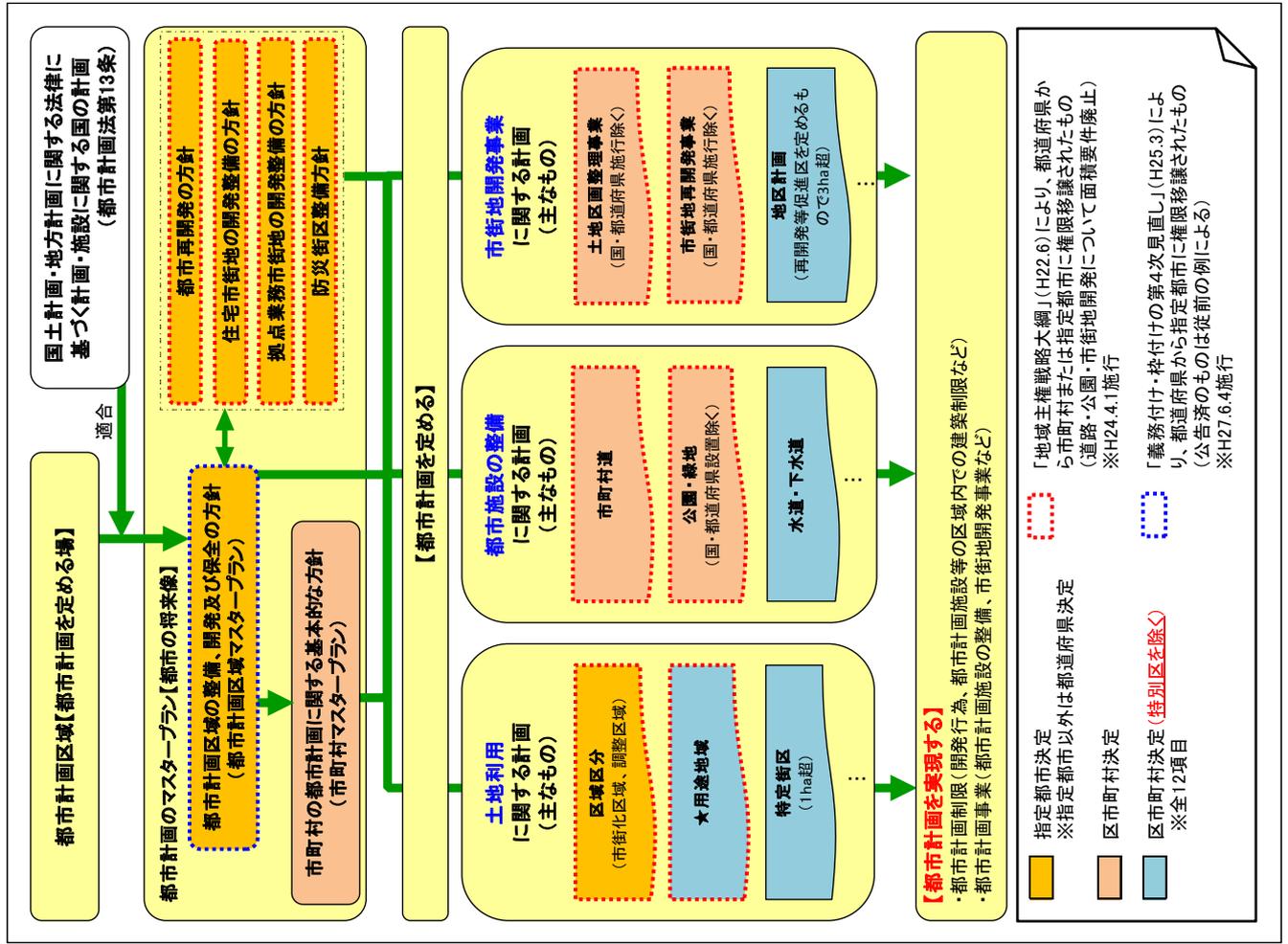
### 都市計画交付金と財政調整交付金の関係

特定財源 (国庫支出金等)	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
都市計画交付金 (特定財源控除後の交付対象経費×25(±10%))	4.4	5.6	5.1	3.5	1/4
都市計画交付金 (特定財源控除後の交付対象経費×75(±10%) 都区財政調整制度の基礎財政需要額に地方債収入相当額として1/4ずつ算入)	6.7	5.5	4.2	3.6	1/4
一般財源 (財政調整交付金)	1/4	1/4	1/4	1/4	1/4



# 都市計画決定の権限移譲について

## ◇都市計画制度の仕組みと権限移譲



## ★用途地域の都市計画決定権限について

1. 地方分権改革推進委員会第1次勧告（平成20年5月28日）

・広域自治体と基礎自治体の役割分担において、住民意向の的確な反映、住民の利便性の向上、地域の活性化等の観点から、住民に身近な行政は、できる限り、より住民に身近な市町村が担うことが望ましい。基礎自治体が地域における総合行政を担うことができるよう、まちづくり・土地利用規制等の地域の空間管理に関する事務について、市町村への権限移譲を進める。

・三大都市圏、特定区域が否かを問わず、市の区域については「市」決定とし、町村の区域については、「都道府県」決定とする。

2. 権限移譲についての都区の主張内容

・都市のあり方を方向付ける用途地域の決定権限を見直すことは、日本の心臓部・頭脳部の役割を担ってきた東京において、都市としての一体的な機能を発揮させる都市づくりの継続を極めて困難なものにする。

都  
 ・広域の見地から都が決定すべき都市計画権限までも移譲するとなれば、歴史的にも連担する市街地において、都が今日まで取り組んできた、用途地域を活用した一体的な都市づくりが不可能となる。

（平成22年5月12日 用途地域等の都市計画決定権限の区市町村移譲に関する緊急要求）  
 ・用途地域は、合理的土地利用を図る最も基本的な制度であり、土地利用の実情を踏まえ、都市構造や都市機能の骨格に即して定める地域に密着した制度

区  
 ・都市としての一体性を確保することは、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針といった、自治体の区域を超えた広域計画により十分確保

（平成22年5月18日 用途地域等の都市計画決定権限の移譲に関する緊急要請）

地域主権戦略大綱において、三大都市圏等における用途地域等の都市計画については、特別区のみを除くこととされた。なお第1次勧告では町村では都道府県決定とされていたが、都市計画の権限配分について、市と町村に区別はないことから、町村に対しては権限が移譲された。

3. 現在の国の見解

・特別区は、ほかの自治体と異なり相互に市街地に連担していることから、特別区相互間の広域調整を確保するため、法律上の制度として都に用途地域等の決定権限を存置しているものであり、本規定の変更等は困難である。（第1次回答）

・前回回答のとおりであり、東京都との間でよく協議されたい。（第2次回答）

（平成26年地方分権改革に関する提案募集 提案事項についての国土交通省回答）

都市計画の種類及び決定区分と基礎自治体への移譲事務(★・◆印)

§: 都市計画法

都市計画の種類	指定都市市		都市計画の種類	区市町村決定(知事同意)	
	区部	多摩		区部のみ都決定	区部のみ都決定
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(§602)	◆	◎	指定都市の内外にわたって指定されている都市計画区域に係る	◎	
区域区分(市街化区域・市街化調整区域)(§7)	◆	◎		◎	
都市再開発の方針	◆	◎		◎	
住宅街地の開発整備の方針	◆	◎		◎	
発の方針等(§702)	◆	◎		◎	
防災街区整備の方針	◆	◎		◎	
用途地域(※2)	☆	◎(※3)		◎	
特別用途地域				◎	
特定用途制限地域				◎	
特別容積率適用地区	☆	◎(※3)		◎	
高層住宅誘導地区	☆	◎(※3)		◎	
高度地区(※2)・高度利用地区				◎1ha超	
特定街区				◎	
都市再生特別地区				◎	
居住調整地域				◎	
特定用途誘導地区				◎	
防火地域・準防火地域				◎	
特定防災街区整備地区				◎	
景観地区(※2)				◎	
風致地区(※2)	★	◎	◎10ha以上で以上の区画町村の区域にわたるもの	◎	
駐車場整備地区			◎国際空港港湾及び国	◎	
臨港地区			◎国際空港港湾及び国	◎重要港湾以外	
歴史的风土特別保存地区	※1	◎	◎重要港湾	◎	
緑地保全地域	※2	◎	◎	◎	
緑地保全地域	★	◎	◎以上の区市町村の区域にわたるもの	◎	
特別緑地保全地区	★	◎	◎10ha以上で以上の区市町村の区域にわたるもの	◎	
緑化地域			◎	◎	
(近郊緑地特別保全地区)	※3	◎	◎	◎	
生産緑地地区			◎	◎	
伝統的建造物保存地区(※2)			◎	◎	
航空機騒音障害防止地区			◎	◎	
航空機騒音障害防止特別地区	※4	◎	◎	◎	
市街地再開発促進区域			◎	◎	
土地区画整理促進区域			◎	◎	
住宅街地再開発促進区域			◎	◎	
拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域			◎	◎	
遊休土地有効利用促進地区(§1003)			◎	◎	
被災都市街地復興推進地域(§1004)	◆	◎	◎	◎	
道路			◎	◎	
区市町村道・その他	★	◎	◎	◎	
首都高速道路			◎	◎	
上記以外の自動車専用道路	※5	◎	◎	◎	
都市高速鉄道			◎	◎	
鉄道(都市高速鉄道に該当するものを除く)	※6	◎	◎	◎	
自動車専用道路			◎	◎	
一般自動車専用道路	★	◎	◎	◎	
その他の自動車専用道路			◎	◎	
空港			◎	◎	
空港法第5条第1項第2号空港			◎	◎	
上記以外の空港			◎	◎	
公園			◎	◎	
10ha以上で国が設置			◎	◎	
10ha以上で都道府県が設置	★	◎	◎	◎	
緑地			◎	◎	
上記以外			◎	◎	
公園			◎	◎	
上記以外			◎	◎	
その他の公営空地・運動場	★	◎	◎	◎	

\*1 三大都市圏の既設市街地・近郊整備地帯等の全部又は一部を含む都市計画区域、三大都市圏の都市計画区域、人口30万人以上の市の区域の全部又は一部を含む都市計画区域(大臣指定)、これらと密接な関連のある都市計画区域(大臣指定)。  
 \*2 準都市計画区域(大臣指定)。  
 \*3 三大都市圏の既設市街地・近郊整備地帯等、指定都市の区域の全部又は一部を含む都市計画区域。  
 \*4 都道府県知事の同意事項は、地区計画の区域・位置、地区施設の配置・規模、建築物等の用途の制限等に限定。  
 \* 本表は都市再生特別措置法の都市再生整備計画による権限移譲を受けた都市計画決定等の場合を除く。

都市計画の種類	指定都市市		都市計画の種類	区市町村決定(知事同意)	
	区部	多摩		区部のみ都決定	区部のみ都決定
水道		◎	水道用水供給事業用		
電気・ガス供給施設		◎	上記以外		
下水道		◎	流置下水道		
汚物処理場・ごみ焼却場・ごみ処理場		◎	公共下水道		◎2以上の区市町村にわたるもの
産業廃棄物処理施設		◎	上記以外の供給施設・処理施設		◎
河川		◎	1級河川		◎
河川		◎	2級河川・運河		◎
大宮・高層専用学校	★	◎	大宮・高層専用学校		◎
上記以外の学校		◎	上記以外の学校		◎
図書館・研究所・医療施設・社会福祉施設		◎	図書館・研究所・医療施設・社会福祉施設		◎
市場・と畜場		◎	市場・と畜場		◎
火葬場		◎	火葬場		◎
一団地の住宅施設	★	◎	一団地の住宅施設		◎
一団地の官公庁施設		◎	一団地の官公庁施設		◎
流通業務団地		◎	流通業務団地		◎
一団地の津波防災拠点市街地形成施設		◎	一団地の津波防災拠点市街地形成施設		◎
一団地の復興拠点市街地形成施設		◎	一団地の復興拠点市街地形成施設		◎
電気・通信施設		◎	電気・通信施設		◎
防風・防火・防水・防雪・防砂施設		◎	防風・防火・防水・防雪・防砂施設		◎
防犯施設	★	◎	防犯施設		◎
土地地区画整理事業	★	◎	土地地区画整理事業		◎
新住宅市街地開発事業		◎	新住宅市街地開発事業		◎
工業団地造成事業		◎	工業団地造成事業		◎
市街地再開発事業	※6	◎	市街地再開発事業		◎
住宅街区整備事業	★	◎	住宅街区整備事業		◎
防災街区整備事業	★	◎	防災街区整備事業		◎
新住宅市街地開発事業の予定区域		◎	新住宅市街地開発事業の予定区域		◎
工業団地造成事業の予定区域		◎	工業団地造成事業の予定区域		◎
新都市基盤整備事業の予定区域	※7	◎	新都市基盤整備事業の予定区域		◎
区域面積20ha以上の一団地の住宅施設の予定区域	★	◎	区域面積20ha以上の一団地の住宅施設の予定区域		◎
一団地の官公庁施設の予定区域		◎	一団地の官公庁施設の予定区域		◎
流通業務団地の予定区域		◎	流通業務団地の予定区域		◎
地区計画		◎	地区計画		◎
(再開発等促進区を定めるもの)		◎(※4)	(再開発等促進区を定めるもの)		◎(※4)
(開発整備促進区を定めるもの)		◎(※4)	(開発整備促進区を定めるもの)		◎(※4)
防災街区整備地区計画		◎(※4)	防災街区整備地区計画		◎(※4)
沿道地区計画		◎(※4)	沿道地区計画		◎(※4)
歴史的風致維持向上地区計画		◎(※4)	歴史的風致維持向上地区計画		◎(※4)
集落地区計画		◎(※4)	集落地区計画		◎(※4)

※1 特別区内にはない。(参考)古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法  
 ※2 特別区内にはない。(参考)明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法  
 ※3 特別区内にはない。(参考)都市緑地法、首都圏近郊緑地保全法、首都圏整備法施行令  
 ※4 特別区内にはない。(参考)特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法  
 ※5 連続立体交差事業も都市高速鉄道として都市計画決定される。  
 ※6 特別区内にはない。(参考)首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律  
 ※7 特別区内にはない。(参考)首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律  
 ※8 区市町村決定は、知事同意が必要だが、指定都市は、知事の同意事項が限定される。  
 ※9 区市町村決定は、知事同意が必要だが、指定都市は、知事の同意事項が限定される。  
 ※10 区市町村決定は、知事同意が必要だが、指定都市は、知事の同意事項が限定される。

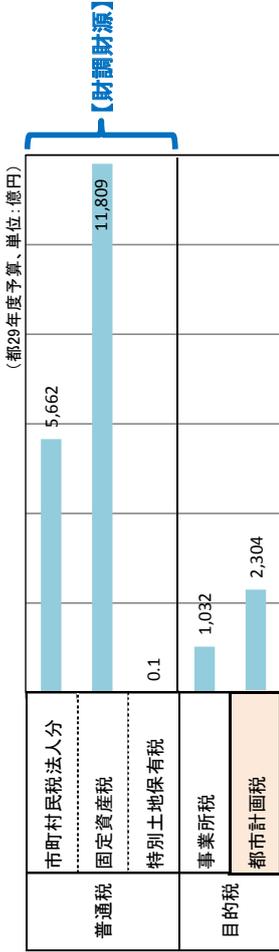
★ 網掛け★は、地域主権移譲(平成22年6月22日閣議決定)にて、都道府県から市町村への権限移譲がされたもの。  
 ◆ 網掛け◆は、地域主権移譲(平成22年6月22日閣議決定)にて、都道府県から指定都市への権限移譲がされたもの。  
 ※ 網掛け※は、義務付け・捺印の第4次見直しについて(平成25年5月12日閣議決定)にて、都道府県から指定都市への権限移譲がされたもの。

# 都市計画税について

## 1 都市計画税の性格

### ◆ 特別区に関する財政制度上の特例措置

地方税法に基づき、下記の税目(市町村税)については、特別区の区域においては都が課税



「都市計画税は、都市計画事業又は土地区画整理事業に充てるための目的税とされているが、特別区の存する区域における都市計画事業の大半を都が実施していること、固定資産税を都が課税していることから、現在は都が課税しており、今後においても、都が引き続き固定資産税を課税すること、都市計画税の充当可能事業の一部(清掃事業等)が特別区に移管されるが、依然として都市計画事業のかなりの部分を都が実施することから、引き続き都が課税することとしている。」

(平成10年地方自治法等の一部を改正する法律案(都区制度改革関係)想定問答(自治省作成))

### 【参考】(地方税法第702条)

市町村は、都市計画法に基づいて行う都市計画事業又は土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるため、(中略)土地及び家屋に対し、その価格を課税標準として、当該土地又は家屋の所有者に都市計画税を課することができる。

(地方税法第735条)  
都は、その特別区の存する区域において、目的税として、(中略)事業所税及び都市計画税を課することができる。

### ◆ 都市計画税の配分等についての国の見解

「特別区の存する区域においては、東京都だけでなく特別区も都市計画事業を実施しているところであり、その財源として東京都から特別区に対し都市計画交付金が交付される仕組みがあるということには承知しているけれども、この都市計画交付金の額をどの程度にするか、あるいは具体的な配分などについては、基本的に東京都と特別区において適切な調整がなされるべき問題である。」

(平成10年4月7日衆議院・総務委員会 自治省税務局長答弁)

### ◆ 都市計画税の使途

#### ① 都市計画法に基づいて行う都市計画事業【都市計画法第4条・第59条】

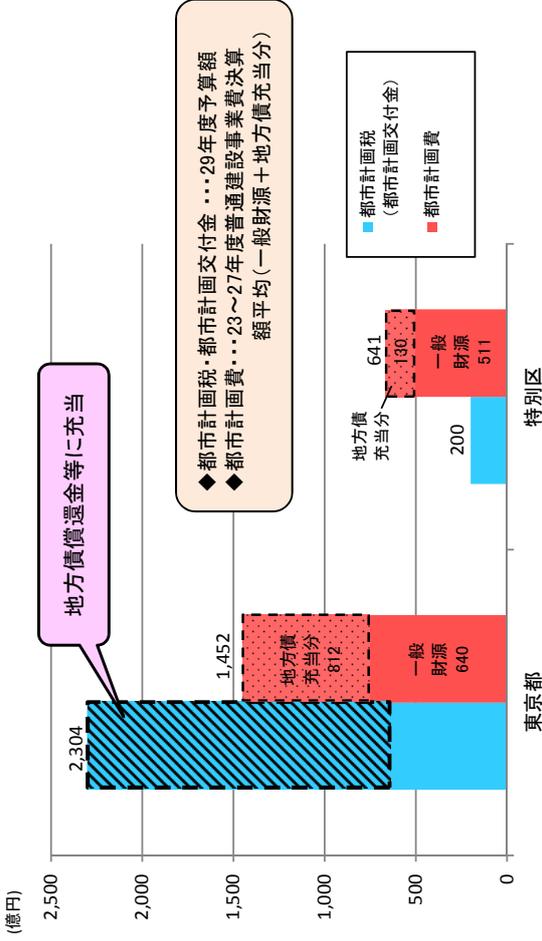
市町村が、都道府県知事(第一号法定受託事務の場合は国土交通大臣)の認可を受けて施行する、「都市計画施設の整備に関する事業」及び「市街地開発事業」。

【例】「都市計画施設の整備に関する事業」… 道路、駐車場、公園、緑地、墓苑、電気・ガス供給施設、下水道、河川、火葬場等  
「市街地開発事業」… 土地区画整理事業、市街地再開発事業、防災街区整備事業等

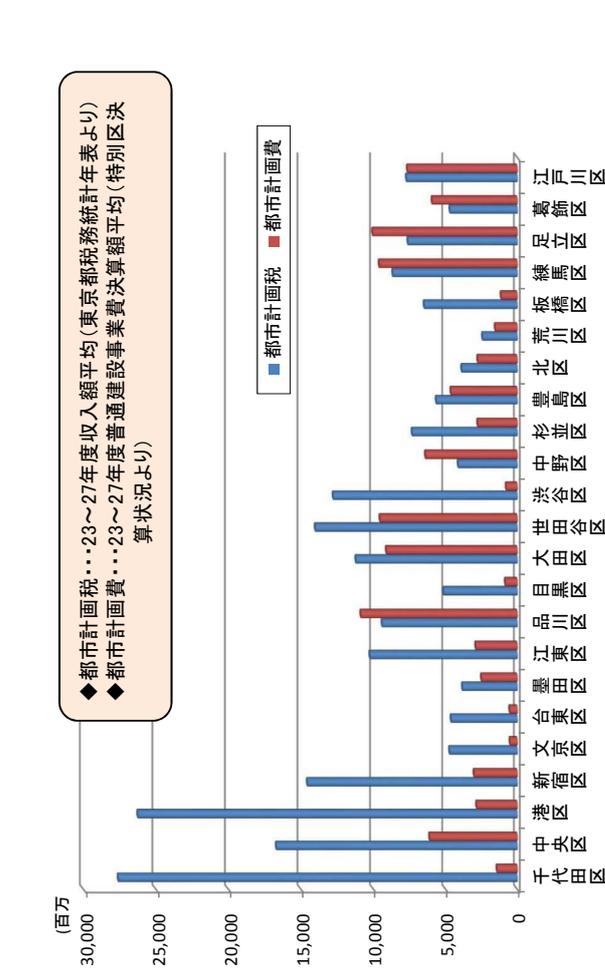
#### ② 土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業【土地区画整理法第2条】

都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るために行われる「土地の区画形質の変更」及び「公共施設の新設又は変更に関する事業」。

## 2 都市計画税・都市計画費の都区の比較



## 3 都市計画税・都市計画費の区別比較



◆ 区によって都市計画税と都市計画費には著しい差があり、配分の調整が必要

平成30年度 都区財政調整 (フレーム対比)

(単位: 百万円、%)

区 分		平成30年度 当初見込ア	平成29年度 当初見込イ	差引増△減 ウ=ア-イ	増減率 エ=ウ/イ	備考
交付金の総額	調整税					
	固定資産税	1,230,907	1,180,919	49,988	4.2	
	市町村民税法人分	623,550	566,245	57,305	10.1	
	特別土地保有税	10	10	0	0.0	
	計	1,854,467	1,747,174	107,293	6.1	
	条例で定める割合	55%	55%	—	—	
	当年度分	1,019,957	960,946	59,011	6.1	
	精算分	2,820	△ 8,152	10,972	—	
	計 A	<b>1,022,777</b>	<b>952,794</b>	<b>69,983</b>	7.3	
	内訳					
普通交付金分 A × 95%	<b>971,638</b>	<b>905,154</b>	<b>66,484</b>	7.3		
特別交付金分 A × 5%	<b>51,139</b>	<b>47,640</b>	<b>3,499</b>	7.3		
基準財政収入額 B	<b>1,131,526</b>	<b>1,123,188</b>	<b>8,338</b>	0.7		
特別区税	特別区民税	843,500	806,875	36,625	4.5	
	軽自動車税	3,299	3,154	145	4.6	
	特別区たばこ税	62,927	67,192	△ 4,265	△ 6.3	
	鉱産税	0	0	0		
	小計	909,726	877,221	32,505	3.7	
利子割交付金	2,527	3,014	△ 487	△ 16.2		
配当割交付金	12,131	11,133	998	9.0		
株式等譲渡所得割交付金	8,397	7,632	765	10.0		
地方消費税交付金	167,533	191,538	△ 24,005	△ 12.5		
ゴルフ場利用税交付金	33	33	0	0.0		
自動車取得税交付金	6,760	5,107	1,653	32.4		
地方特例交付金	4,798	4,204	594	14.1		
計	1,111,905	1,099,882	12,023	1.1		
地方揮発油譲与税	3,794	3,773	21	0.6		
自動車重量譲与税	9,033	9,390	△ 357	△ 3.8		
航空機燃料譲与税	945	903	42	4.7		
交通安全対策特別交付金	1,021	1,069	△ 48	△ 4.5		
合計	1,126,698	1,115,017	11,681	1.0		
特別区民税特例加減算額	△ 6,614	△ 4,910	△ 1,704	—		
地方消費税交付金特例加算額	11,442	13,081	△ 1,639	△ 12.5		
基準財政需要額 C	<b>2,103,164</b>	<b>2,028,342</b>	<b>74,822</b>	3.7		
経常的経費	1,877,363	1,808,085	69,278	3.8		
投資的経費	225,801	220,257	5,544	2.5		
差引 C-B	<b>971,638</b>	<b>905,154</b>	<b>66,484</b>	7.3		
交付額	普通交付金	<b>971,638</b>	<b>905,154</b>	<b>66,484</b>	7.3	
	特別交付金	<b>51,139</b>	<b>47,640</b>	<b>3,499</b>	7.3	
	計	<b>1,022,777</b>	<b>952,794</b>	<b>69,983</b>	7.3	

注) 計数整理の結果、変動することがある。

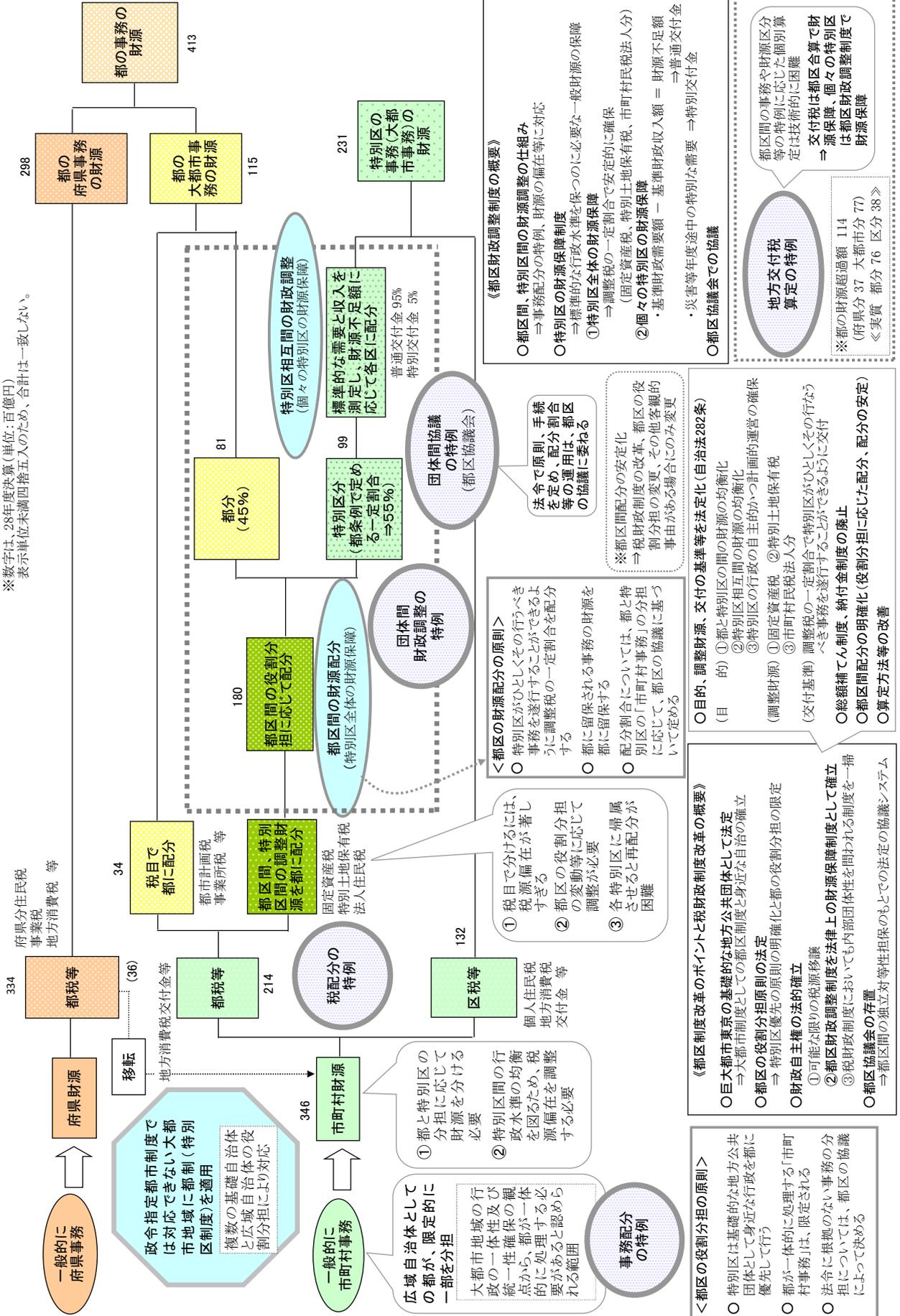
都区財政調整制度の算定方法等の規定状況（概要）

地方自治法	地方自治法施行令	都財調条例	都財調条例施行規則
第 282 条（特別区財政調整交付金） 1 都は、都と特別区及び特別区相互間の財源の均衡化を図り、並びに特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保するため、政令の定めるところにより、条例で、特別区財政調整交付金を交付するものとする。 2 前項の特別区財政調整交付金とは、地方税法第 5 条第 2 項に掲げる税のうち同法第 734 条第 1 項及び第 2 項第 2 号の規定により都が課するものの収入額に条例で定める割合を乗じて得た額で特別区がひとしくその行うべき事務を遂行することができるように都が交付する交付金をいう。	第 210 条の 10（交付金の総額） 1 交付金の総額は、調整税に条例で定める割合を乗じて得た額 第 210 条の 11（交付金の種類） 1 普通交付金と特別交付金 2 普通交付金の総額は、交付金総額に一定の割合を乗じた額 3 特別交付金の総額は、交付金総額に 1 から前項の割合を引いた割合を乗じた額 第 210 条の 12（交付金の交付） 1 普通交付金は、基準財政需要額が基準財政収入額を超える特別区に交付 ※需要、収入の算定は、地方交付税法第 11 条から第 13 条の規定におおむね準じる。 なお、収入の項目を規定し、基準税率等は、100 分の 85 としている。 4 特別交付金は、普通交付金の算定後の災害等の特別の財政需要や財政収入の減少、その他特別の事情があると認められる特別区に交付 2 各特別区に交付すべき普通交付金の額は、基準財政需要額が基準財政収入額を超える額（財源不足額）とする。 ただし、財源不足額合算額が普通交付金の総額を超える場合は、割落とし式により算定した額とする。 3 普通交付金の総額が前項ただし書の規定により算定した額に満たない場合は、特別交付金の総額から充当する。	第 1 条(目的) 1 地方自治法第 282 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、特別区財政調整交付金について必要な事項を定める。 第 3 条（交付金の総額） 1 条例で定める割合 100 分の 55 2 前年度以前の調整税額の収入額と見込額の 100 分の 55 との間に超過額又は不足額がある場合にはその分を加算又は減額 第 4 条(交付金の種類等) 1 普通交付金と特別交付金（同左） 2 普通交付金の一定の割合 100 分の 95 3 特別交付金の割合 100 分の 5 第 5 条（交付金の交付） 1 普通交付金の交付（同左） 第 9 条（基準財政需要額の算定方法） 測定単位の数値を単位費用に乘じた額を合算した額 第 10 条（測定単位及び単位費用） 測定単位及び単位費用を別表で定める。 第 11 条（測定単位の数値の補正） 補正の種類 種別、段階、密度、態容 第 12 条（基準財政収入額の算定方法） 1 収入の項目、基準税率等は同左 2 各収入項目の算定基礎を表に規定	第 1 条（趣旨） 1 都区財調条例の施行について必要な事項を定める。 第 4 条（測定単位の数値の算定基礎及び算定方法） 第 5 条（測定単位の数値の補正） 第 6～10 条（各補正係数の率、算定方法等） 第 11～24 条（各収入項目の算定方法）
第 282 条 3 都は、財調に関し、総務大臣に報告しなければならない。	第 210 条の 15（報告） 1 特別区ごとの交付金の額、基準財政需要額、基準財政収入額の算定方法等の報告		
第 282 条 4 総務大臣は、財調に関し、助言又は勧告をすることができる。			
第 282 条の 2（都区協議会） 2 財調に関し条例を定める場合は、あらかじめ都区協議会の意見を聴かなければならない。	第 210 条の 16（都区協議会） 協議内容、組織等を規定		
		一都条例において規定— 第 2 条（用語の意義）第 7～8 条、第 13～16 条（交付金の算定期日等）第 17 条（端数計算） 第 18 条（委任）附則（算定に関する規定あり） 別表（単位費用表）	第 25 条（端数計算） 附則（施行期日等） 別表（補正係数等）

(注) 恒久的な減税に伴う調整措置に関する規定は省略

# 都区間の税配分の特例と都区財政調整制度の概要

※数字は、28年度決算(単位:百億円)  
表示単位未満四捨五入のため、合計は一致しない。



## 都区財政調整制度の運用上の課題（例）

### ◇ 都区間の財源配分の適正化

- 自治法の趣旨に則った役割分担に基づく財源配分の明確化  
⇒都区のあり方検討の結果で整理
- 合意事項である変更事由に基づく配分見直しルール確立
  - ・配分割合は中期的に安定的なものとし、大規模な税財政制度の改正、都区の事務配分・役割分担の大幅な変更、その他必要な場合に変更
- 事務移譲の際のルール確立
  - ・当該事務の執行に充てられていた金額と等しい財源を移譲
  - ・財源移譲は、事務の性格に応じ、財調交付金の配分率の変更又は事務処理特例交付金の交付等で実施
- 都市計画交付金の拡充
  - ・都市計画税を原資として、都区双方の都市計画事業の実施状況に見合う配分となるようルール化

### ◇ 特別区間配分の適正化

- 算定の簡明化等の改善・合理化
  - ・標準区経費の適正化、基礎的・普遍的事業の的確な算定、標準的・包括的算定の拡大等
- 自主財源の確保
  - ・各区の自主財源率を概ね 20～30%の範囲内
- 特別交付金の割合の縮減と算定ルールの明確化

### ◇ 特別区の主体性の強化

- 特別区の主体的な調整結果を反映した区間配分協議の実現
- 調整税の政策税制に係る協議ルールの確立
  - ・固定資産税の軽減措置等の取り扱い等
- 調整税の取り扱いの改善
  - ・調整税の特別会計への直入等会計上の取扱いの改善
  - ・調整税の徴収事務についての都区連携体制の構築

### ◇ 制度上の問題点や諸改革の動向等を踏まえた制度見直し

- 現行制度上の問題点の是正
  - ・年度途中の調整税の減収について、一般の市町村が採りうる減収対策に見合う対応策の整備等
- 税源移譲、税制改正、地方交付税改正等を踏まえた制度・運用の見直し
- 地方分権改革等に対応した制度・運用の見直し

## 道府県分と市町村分の組替えによる財源超過額の試算（29年度）

□ 普通交付税算定結果（積算資料は東京都作成） （単位：億円）

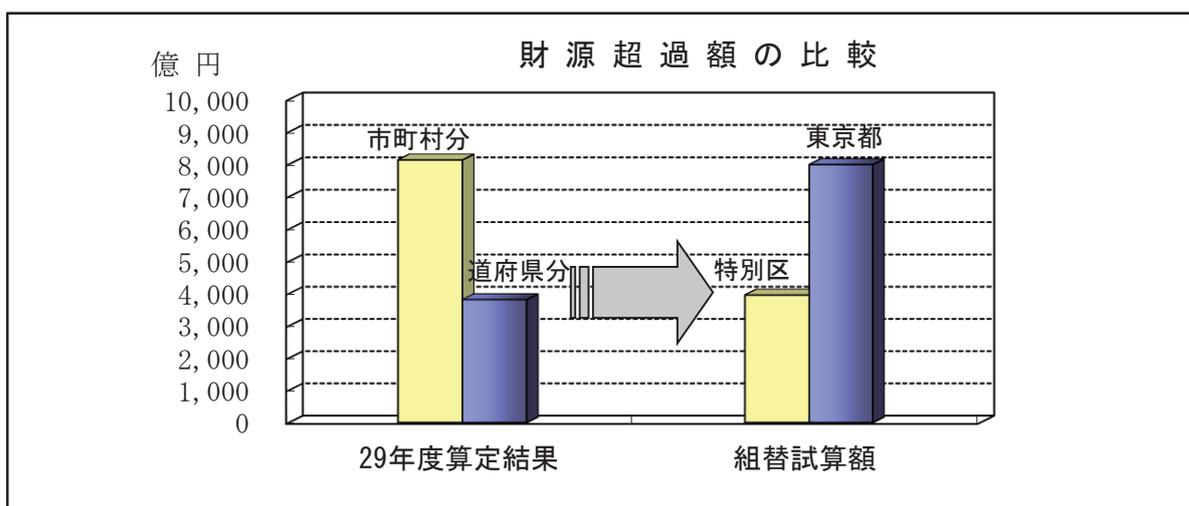
	基準財政需要額(A)	基準財政収入額(B)	財源超過額(B-A)
市町村分算定額	15,817	23,949	8,133
道府県分算定額	19,909	23,722	3,814
合計	35,725	47,672	11,947

□ 都区の実際の事務配分・財源配分に応じて組替えた場合

市町村分で算定されている需要額	消防費、下水道費等が行っている経費	1,525
	都が財源対策のため発行した起債償還費	894
	包括算定経費	68
	臨時財政対策債振替相当額	0
市町村分で算定されている収入額	市町村民税法人分、固定資産税の45%	5,822
	事業所税等100%	842

↓  
組替え後

	基準財政需要額(C)	基準財政収入額(D)	財源超過額(D-C)
特別区	13,330	17,285	3,956
東京都	22,396	30,387	7,991
合計	35,725	47,672	11,947



### 【参考】

◆ 組替え前の財源超過額（都区対比） （単位：億円）

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
特別区	5,955	4,942 (△1,013)	5,015 (73)	5,386 (371)	6,890 (1,504)	7,294 (404)	7,691 (397)	8,133 (839)
東京都	△2,121	△2,904 (△783)	△2,484 (420)	△2,076 (408)	174 (2,250)	2,114 (1,940)	3,744 (1,630)	3,814 (1,700)
合計	3,834	2,038 (△1,796)	2,531 (493)	3,310 (779)	7,064 (3,754)	9,408 (2,344)	11,435 (2,027)	11,947 (2,539)

◆ 組替え後の財源超過額（都区対比） （単位：億円）

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
特別区	3,268	1,986 (△1,282)	2,065 (79)	2,023 (△42)	3,003 (980)	3,339 (336)	3,783 (444)	3,956 (617)
東京都	566	52 (△514)	466 (414)	1,287 (821)	4,060 (2,773)	6,068 (2,008)	7,652 (1,584)	7,991 (1,923)
合計	3,834	2,038 (△1,796)	2,531 (493)	3,310 (779)	7,064 (3,755)	9,407 (2,344)	11,435 (2,028)	11,947 (2,540)

※1 ( ) 内数値は対前年増減額

※2 原則として表示単位未満四捨五入のため、合計等に一致しないことがある。